郵送で本籍地へ戸籍証明書等の請求ができます

戸籍、除籍、改製原戸籍及び戸籍の附票、身分証明書等は本籍地で発行します。本籍地が占冠村以外にある場合は、本籍地のある市区町村に請求してください。 戸籍証明書等を請求する際には、次の書類を同封して申請してください。

①申請書

・<u>「戸籍証明書等請求書(郵送請求用)」</u>を印刷しお使いください。他の市区町村の戸 籍証明書等郵送用請求書でも請求可能です。

②定額小為替(手数料)

・手数料は、<u>郵便局で扱っている定額小為替(無記名のもの)</u>、または現金書留で送付してください。

③返信用封筒・切手

・返信用封筒には、請求者の住所(住民登録地)と名前を記入し、<u>110円切手(定型50gまで)</u>を貼ってください。※速達を希望される方は、<u>速達料300円切手</u>も併せて貼ってください。

④請求者の身分証明書の写し

・本人確認書類の写しを同封してください。住所が変更されている場合は、新住所がわかる部分も必要になります。<u>(マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、健康保険証</u>など氏名、住所、生年月日が確認できるもの)

⑤その他書類(「委任状」、「関係がわかる戸籍の写し」等その他請求に必要な書類)

- ・本人から委任されて第三者が申請する場合には、必ず委任者が自署捺印した<u>「委任状(誰</u>が、誰に、何を、何通委任するのか等詳しく記入したもの)」が必要になります。
- ・本人又は配偶者、直系血族(直系尊属(親や祖父母)・直系卑属(子や孫))の方以外はたとえ兄弟姉妹(結婚等でその戸籍から抜けて記載されていない場合)といえども委任状が必要となります。
- ・直系血族の方で、請求された戸籍に名前が載っていない場合には、請求者が戸籍に記載されている方の直系血族であることを確認できる「関係がわかる戸籍の写し」(戸籍謄本等の写し)が必要です。ただし、占冠村に戸籍(除籍)があり、親族関係が確認できる場合には、戸籍の提出は必要ありません。

※その他・注意事項

- ①戸籍は、プライバシー保護の観点から、正当な理由がないと発行されません。 ※「委任状」、「関係が分かる戸籍の写し」等の書類が必要な場合があります。
- ②申請内容に不備がありますと、申請書をお返しすることとがあります。
- ③手数料・送料の立替えはできませんので、不足の場合は返送されることがあります。
- ④偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、法律により罰金または過料に処せられます。
- ⑤送付先は下記のとおりです。不明な点があればご連絡ください。

〒079-2201 北海道勇払郡占冠村字中央

占冠村役場 住民課戸籍担当 電話0167-56-2123 (直通)

戸籍証明書等請求書 (郵送請求用)

	市区町村	長	様	Ê			令和 年 月 日	
本	籍							
事頭者氏名 戸籍のはじめに 書かれている方								
何が必要ですか (番号を○でかこんでください)					通	数	抄本や身分証明のときは必要	
1 戸籍全部事項証明(戸籍謄本)【450円】					通	な方の名前・生年月日を書いて ください。		
2	戸籍個人事項証明(戸籍抄本)【450円】					通	\rightarrow	
3	除籍(原戸籍)謄本 【750円】					通		
4	除籍(原戸籍)抄本 【750円】					通	\rightarrow	
5	身分証明書 【300円】 ※本人以外の申請は、委任状が必要です。市区町村により手数料が異なります					通	\rightarrow	
6	戸籍の附票 【市区町村により手数料が異なります】 ※本籍・筆頭者、住民票コード、在外選挙人の記載は原 則省略されます。記載が必要な場合は、必ず右の□に チェックしてください。					通	→ □本籍・筆頭者 □住民票コード □在外選挙人登録地(登録者のみ)	
7						通	明・大・昭・平・令 (年 月 日生)	
	住	所						
請 求 者 (証明書を使用する人)		sb 氏						
		連絡	連絡先 ※平日昼間につながる電話番号を必ず記入してください					
請求者と必要な戸籍との関係 本人 配偶者 子 孫 父母 祖父母 その他()								
使用目的を詳しく書いてください。								
□相続 □年金請求 □パスポート申請 □戸籍届出 □免許・許可申請 □名義変更 □その他 (詳細)								
	※※ 本請求書と一緒に送っていただくもの ☑ご確認ください! ※※							
□ 手数料分の定額小為替(郵便局で購入できます。おつりのないようお願いします。)								

□ 返信用封筒(切手を貼り、あて先(住所とお名前)を書いてください。)

□ 請求者の身分証明書の写し(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など)

□ 必要に応じて、「委任状」、「関係がわかる戸籍の写し」の書類 ※詳しくは裏面確認